

ご意見の概要と市の考え方（「第2次南アルプス市環境基本計画」）

No.1

No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
1	<p>難しい言い回しが見受けられるので、文章の表記を平易な文体に変えて、小学生でもわかるように余計な修飾語や複雑な説明は削除するなどしてください</p> <p>例)</p> <p>○2ページの見出しの背景は、文章がわかりにくいので、見直してください。</p> <p>○5ページの「本市の望ましい環境」から「計画を推進するまでの手段」の矢印は反対ではないですか</p> <p>○6ページ第5節計画の期間の2行目「2015年3月に・・・・（表1-2計画期間参照）」までは記載不要だと思いますが</p>	<p>有 (一部)</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>無</p>	<p>記載の単語等を再度確認し、専門的と思われる単語については可能な限り、脚注を追加します。 ただし、環境基本計画という特性上、やむを得ず専門的な文章を用いなければならない部分もあります。</p> <p>文章をわかりやすく訂正しました。</p> <p>矢印を訂正しました。</p> <p>第2次環境基本計画の「計画の期間」を明確にするため、記載しました。</p>
2	<p>字句の間違いや記載ミス等が多く見受けられるので、最終的に修正するようにしてください</p> <p>例)</p> <p>○目次で第1章の第4節計画の役割・・・・4はダブっています</p>	<p>有</p>	<p>訂正しました。</p>
3	<p>脚注が入っていますが、理解できない単語もまだあるので、さいど点検して脚注を追加してください。</p> <p>例)</p> <p>○147ページ「やまなしクールチョイス県民運動」「国内排出権取引-クレジット」なお他多数あります（違う目で確認してみたらいかが）</p>	<p>有</p>	<p>脚注を追加しました。</p>
4	<p>アンケート結果の図表の地域の掲載順を、統一してなじみのある建制順に並び替えたほうが良い</p> <p>例)</p> <p>○48ページ「表1アンケートの地区別配布状況」70ページの表など他多数あるので、13ページ表2-4に合わせてください</p>	<p>有</p>	<p>建制順に並び替えました。</p>

No. 2

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
1	4桁以上の数字の記載にカンマがあるところとないところがある	有	4桁以上の数字の記載には全てカンマを入れました。
2	地区の順番は建制順に統一すると見やすい	有	建制順に統一しました。
3	文章を統一した書き方にしてください（します。していません。が見受けられるので）	有	文章を統一した書き方にしました。
4	15～16頁「人口推計と将来推計」は第1次創生人口ビジョンを引用しているが、HPでも2次ビジョンが示されているので、最新のデータに差し替えた方がよい	有	令和2年3月「第2次南アルプス市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による最新データとします。
5	客集の書き方が、「名詞で止まっている」ところと「・・・です。」となっているところがあるので統一をした方が見やすいのではないですか	有	統一しました。
6	90頁と91頁とだぶっているので不要ではないですか？	有	90頁を削除しました。
7	100頁下段の根拠が示されておらず、推測だけで書かれているようですが？示した方がよいと思います	無	児童・生徒アンケートにつきましては、大多数が重複した意見であったため、総括での記載としました。
8	114頁 「グリーン購入の推進」の具体的な事業内容の2段落目「環境配慮契約法・・・します。」ですが環境配慮契約法のターゲットは温室効果ガス排出量の削減であり、P146の⑩にて当該事業が記載されているため、削除した方がよい。	有	同目的に係る具体的事業についてはP146で取り上げているため、P114②の2段落目は削除します。

No. 3

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
1	25頁の表3-1中で南アルプス市には「マムシ」はいないですか？	無	山梨県が実施した環境資源調査に基づき記載しておりますので、市内で一般的に確認されている動物が含まれない場合があります。
2	48ページの①の調査地域の（白根～芦安）までいらなと思います	有	「（白根地区、楡形地区、甲西地区、若草地区、八田地区、芦安地区）」を削除しました。
3	31頁表3-4の○×の評価が×となっていますが、対策は講じているんですがそれとも調査しっぱなしですか？	無	県では、光化学オキシダントの原因となる窒素酸化物やVOCの排出規制を行っています。 また、健康被害の未然防止を図るため、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準値を超え、この時間が継続するおそれがある時は、注意報を発令し、マスコミや市町村の防災無線を通じ、屋外での過激な運動を避けるよう呼びかけています。
4	38頁表3-10の「7公害以外」とは何ですか？「上記以外？」ですか	無	出典元の「やまなしの環境」において「典型7公害以外」という表記を用いているため、その表記としました。
5	2. 各地区に特定した意見の若草で「多恵」とありますが「ため」の間違いでは？他にもあるので、全編を通じて文字の見直しをして欲しい	有	訂正いたしました。
6	92ページの（2）で調査対象校は校名をすべて記載する必要がありますか？「市立小中学校22校」でいい	有	市立小中学校22校に訂正します。

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
1	冊子とは別に、A3(2)枚程度で「具体的取組み」を図と表で取りまとめ全戸配布することを、ご検討ください。	有 (一部)	本編とは別に「概要版」を作成します。ただし、市予算の関係上、全戸への配布は不可能ですが、市HPに「本編」「概要版」とも掲載しますので、そちらでご確認ください。
2	P16 河川水質 (1) 大腸菌が多い検査ヶ所 ①「暦年の検査数」推移をホームページに掲示されたい。 ②堀切地点 葦崎市龍岡町周辺の住人口増加と御勅使工業団地就労人口増加の集積による結果だと予測できます。 ③市内のみの施策に加えて、上流エリアの観察、監視と「対策」の市としての葦崎市への申し入れ等について、具体化されたい。	無	①毎年、市内の河川を夏、冬2回の水質調査を実施し、その調査結果を市HPへ掲載していますので、そちらをご確認ください。 ②③竜岡町周辺の住人口増加等が原因とは予測できません。下水道や浄化槽の普及により大腸菌が少なくなるものと考えています。
3	P147~149 脱炭素への推進 (1) 市内走行のガソリン車を何台、いつまでに電気自動車へ転換していくかを具体的に提起されたい。 ①市所有車輛 ②市内金融機関車輛 ③市内操業企業社有車輛 ④市民所有車輛 (2) 「南アルプスエコパーク」へのガソリン車輛乗り入れ禁止を、2023年度を目標に関係機関と連携して実施を目指す。 ①北杜市、葦崎市、富士川町、早川町等 ②山梨県 ③環境省、国交省、経産省 この取組みは、上記(1)③、④のガソリン車輛使用不可(エコパーク内操業社・者)を前提とする。なお、登山客を北岳登山口へ搬送するタクシー等もガソリン車車輛不可となる。	無	(1) 今回作成の基本計画は実施計画ではありませんので、記載しないこととします。なお、現在、電気自動車の普及が発展途上のため、この進捗状況に注視していきます。 (2) 南アルプスユネスコエコパークの市街地エリアでは、多くの方々が生活しているため、2023年を目標としてガソリン車からの脱却を図るには非常に難しいため、国や県とも協力して取り組むことが必要と考えております。 しかしながら、北岳登山口(広河原等)など、ユネスコエコパークの核心地域周辺での登山者の輸送については、より低公害の車輛を導入するよう道路管理者や運輸業者に働きかけを行います。

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
1	<p>30ページ</p> <p>【意見】 「第3章 環境の概況」 「1-3 南アルプス市における主な絶滅危惧種（推定）」の後に「南アルプス市内に見られる主な外来種」 「同時に、本市内に見られる外来種についても記載します」と一項追加し、実際に発見されている外来種動植物の一覧表を掲載する。</p> <p>【理由】 本市における環境の概要を正確に捉えるには、実際に生息が確認されている外来種も含めて記載する必要があります（例えばアライグマやアナグマなど）。25ページの一覧表も在来種のみが記載されているように見受けられます。同一覧表の中に外来種も含めて記載することも可能ですが、より正確を期すためには、別項・別表を追加して記載する必要があると考えます。</p>	無	アライグマやアナグマ等個々の外来種の文献はありますが、南アルプス市内に見られる主な外来種については文献等がありませんので、記載できません。
2	<p>127ページ</p> <p>【意見】 「環境指標」の内、「一人当たりの都市公園の整備面積」の「目標値」を「基準値」よりも大きくすること。同じく「一人当たりの身近な公園の整備面積」の「目標値」を「基準値」よりも大きくすること。</p> <p>【理由】 同指標については、125ページの「2-4-5 公園の整備、維持管理」の中で、「身近な公園の拡充も図ります」としていることや、同項の「具体的な事業内容」でも「今後は不足する地区への整備を図ります」としていることから、公園の整備面積を拡充する方針であることから、目標値について基準値より拡大することが必要と考えます。</p>	有	P127の記述と整合性のない数字になっておりましたので、「一人当たりの都市公園の整備面積」の目標値を10.0㎡、「一人当たりの身近な公園の整備面積」の目標値を5.0㎡に訂正しました。
3	<p>134ページ</p> <p>【意見】 「3-3-1 動植物の生育・生育環境の保全・維持活動」の事業一覧に「事業名＝㊸耕作放棄地の解消」 「具体的な内容＝・耕作放棄地は動植物の住処や繁殖の温床になることから、生態系維持のためにも解消に努めます」 「担当課＝農政課」を追加する。（以下ページ以降㊸㊸…と番号を繰り下げる）</p> <p>【理由】 耕作放棄地はサルやイノシシなどの在来種が市街地に侵入する際の温床になったり、外来種の繁殖や住処の場ともなることから、生態系保護の観点からも解消することが求められます。そのため、この項にも追加することが必要と考えます。</p>	有	「3-3-1 動植物の生育・生育環境の保全・維持活動」の事業一覧に「事業名＝㊸耕作放棄地の解消」 「具体的な内容＝・耕作放棄地は動植物の住処や繁殖の温床になることから、生態系維持のためにも解消に努めます」 「担当課＝農政課」を追加しました。

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
4	<p>137ページ</p> <p>【意見】 「各主体の役割」「市民の役割」中、「ペットの適正管理、特定外来生物～」の文書を次のように修正する 「ペットの適正管理に努めるとともに、『入れない』『捨てない』『拡げない』の外来種被害予防三原則を徹底します。」</p> <p>【理由】 環境省の「生態系被害防止外来種リスト」では、「特定外来生物」に指定されていない場合、「緊急対策外来種」に指定されている動植物があります。同じように「重点対策外来種」に分類されているものもあります。こうしたことから素案の「特定外来生物」としてしまうと、その対象が限られることから、その記述を用いないように提案します。合わせて、素案のように「市内に持ち込禁止」とするだけでは不十分です。なぜならすでにペットや観賞用としてこうした動植物が侵入していることや、持ち込まないまでも被害防止で捕獲後に、在来種と間違えて野山に放ってしまった例もあるからです。よって、前述の環境省のリストで記述している三原則を徹底することが必要と考えます。</p>	有	<p>「各主体の役割」「市民の役割」中、「ペットの適正管理に努めるとともに、特定外来物に対しても『入れない』、『捨てない』、『拡げない』の外来種被害予防三原則を徹底します」と修正しました。</p>
5	<p>同ページ</p> <p>【意見】 「行政の役割」の中に、「外来種の被害が拡大しないように、鳥獣保護管理法に基づき、外来種のモニタリングを行ない、適正に対応します。」の一文を入れる。</p> <p>【理由】 外来種の被害を防ぐには専門的知識と特別な器具が必要になることから、行政の関わりが欠かせません。また鳥獣保護管理法では、行政の果たすべき役割を明確にしています。そのことを明記する必要があると考えます。</p>	無	<p>鳥獣保護管理法では、第3条で「環境大臣が基本方針を定める」とし、第4条で、この基本指針に基づき「都道府県知事が『鳥獣保護管理事業計画』を策定する」となっています。従いまして、県で策定しました『鳥獣保護管理事業計画』に沿って市も協力していくこととします。</p>
6	<p>同ページ</p> <p>【意見】 「行政の役割」の中に、「・耕作放棄地の解消など、農地の有効活用を推進します。」を追加する。</p> <p>【理由】 耕作放棄地の解消については、すでに農業委員会ははじめ行政として取り組んでいます。当該事業者だけでなく、近隣の農地や生態系への影響もあることから、行政の役割の中にも定めることが必要と考えます。</p>	有	<p>「行政の役割」の中に「・耕作放棄地の解消など、農地の有効活用を推進します。」と追記しました。</p>
7	<p>138ページ</p> <p>【意見】 「環境指標」の内、「ユネスコエコパークの認知度」の目標値が10年後に「50%」では低すぎるので、さらに70%～80%へと引き上げること。 「住んでいる集落の街並みが美しいと回答した市民の割合」の目標値が基準値と同じというのはおかしいので、さらに引き上げること。 「1契約者当たりのクラインガルデン年間滞在日数」の目標値が基準値よりわずか3日多いというのはおかしいので、さらに引き上げるか、「契約終了後に市内に移住した世帯数」に変更して目標値を定めること。 「農業就業人口」など農業分野の指標についても、基準値と目標値が同じものがあります。農業をとりまく現状から、基準値を維持することもやむを得ないかもしれませんが、やはり目標としては拡充することが必要と考えます。</p> <p>【理由】 そもそも、このページに記載されている指標が「環境指標」に該当するか疑問なものもあります。掲載するのであれば、少なくとも意見で述べた指標については見直しが必要と考えます。</p>	<p>無</p> <p>有</p> <p>無</p> <p>有</p>	<p>「ユネスコエコパークの認知度」については、ユネスコエコパークという言葉のみの周知にとどまらず、ユネスコエコパークの理念について正しい理解をしていただくことが後世へつながっていくと考えます。市民へ向けた周知をすすめ、着実な理解につながるよう努めます。現状が32.1%という数字なので、10年後に50%を目指すという方向性ですすめたいです。</p> <p>「住んでいる集落の街並みが美しいと回答した市民の割合」は市民が感じる割合を指標としており、客観的な事実を示す「環境指標」に該当しないため削除します。</p> <p>クラインガルデン年間滞在日数の目標値は、過去5年間の平均利用日数を利用区画数で割り、算出した値となっていますので、同内容とさせていただきます。</p> <p>「農業就業人口」の基準値2020年3月に誤りがありましたので、3,481人に訂正しました。</p>

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
8	<p>144ページ</p> <p>【意見】</p> <p>「4-1-1 公共施設への新エネルギーの率先導入」の事業一覧「④公共施設への新エネルギーの導入」の「具体的な事業内容」中、3行目の文書の後に、「合わせてエネルギーの『地産地消』の観点から蓄電池の設置を検討します。」の一文を追加する。</p> <p>【理由】</p> <p>温室効果ガスを排出しない自然エネルギーの活用は重要な課題ですが、太陽光発電設備などによる電力供給と、電動自動車などによる電力需要を調整するには、その間に蓄電という供給と需要のタイムラグを解消する機能を置くことが有効です。これは売電・送電によるロスを小さくすることでも有効です。さらに災害時の停電のリスクを回避することもできます。こうしたことから、『自己完結型』『地産地消』のエネルギーシステムについて検討を行なうべきと考えます。</p>	有	<p>「市関連施設への太陽光発電設備設置、公用車の電動化、新エネルギーの導入に取り組み、二酸化炭素排出量の削減に努めます。また合わせてエネルギーの「地産・地消」の観点から蓄電池の設置も検討します」と修正しました。</p>
9	<p>145ページ</p> <p>【意見】</p> <p>「4-1-3 省エネルギーの推進」の3行目の文末に、「また、市全体の焼却ゴミ、中でも温室効果ガスの排出量が大きい廃プラスチック類を減らす取り組みを推進します。」の一文を追加する。</p> <p>合わせてその下の⑥と⑦の間に新規で「⑦焼却ゴミの減量の推進」「・広域事務組合の関係市町と連携し、焼却ゴミの現状を正確につかむようにします。・市全体から排出される廃プラスチック類などの焼却ゴミを減量するために、リサイクルをさらに推進します。」を追加する。（以下⑧、⑨…と番号を繰り下げる）</p> <p>【理由】</p> <p>前述の意見でも述べたように、2030年度までに二酸化炭素の排出量45%削減の目標を達成するためには、まずは、本市で現状がつかめていない廃プラスチック類など焼却量を正確に捉えることが必要です。それを減量することも合わせて明確にすることが目標達成には必要と考えます。</p>	無	<p>1日1人あたりのゴミの焼却から出る二酸化炭素排出量は、紙が88.74g、プラスチックが79.57g、厨芥が26.26g、木草が12.33gといわれています。</p> <p>このため、プラスチックばかりの減量で二酸化炭素排出量は減るとはいえません。</p> <p>市としましては、引き続き「リサイクルの推進」を積極的に実施していきます。また、このことについては1-1-3リサイクルの推進で記述していますので、重複することとなりますので、記載しないこととします。</p>
10	<p>146ページ</p> <p>【意見】</p> <p>「4-1-4 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大」の事業一覧「⑩新エネルギー利用システム導入支援」の「具体的な事業内容」に、「・エネルギー循環型社会に向けて、集落や近隣住宅での新エネルギーの『地産地消』導入を研究します」の一文を追加する。</p> <p>【理由】</p> <p>144ページへの追加意見の理由でも述べましたが、今後は大手電力会社の電気供給に拠らない自然エネルギーの活用を、地域完結型で検討する時代が来ていると考えます。そうした研究を本市でも行なっていくべきだと考えます。</p>	有	<p>「具体的な事業内容」に「・エネルギー循環型社会に向けて、集落や近隣住民での新エネルギーの『地産・地消』の導入を研究します」と追記しました。</p>
11	<p>148ページ</p> <p>【意見】</p> <p>「事業者の役割」の中に、「・設備投資や商品の開発、生産、運搬にあたって、新たな環境負荷が生じないか、総合的な見地で取り組みます。」の一文を追加する。</p> <p>【理由】</p> <p>例えば事業所の建物を省エネルギー化する場合や、「環境にやさしい」商品を開発して販売する際にも、その過程で二酸化炭素の排出量の大きな手段が用いられては本末転倒です。それだけに事業所には総合的な見地で取り組むことが求められると考えます。</p>	有	<p>「事業者の役割」の中に、「・設備投資や商品の開発、生産、運搬にあたって、新たな環境負荷が生じないか、総合的な見地で取り組みます。」と追記しました。</p>

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
12	<p>149ページ</p> <p>【意見】 「環境指標」の内、「コミュニティバス利用者数」「コミュニティバス路線数」の指標を削除する。</p> <p>【理由】 「環境指標」の内、「コミュニティバス利用者数」の目標値が2031年度で「90235人」となっていますが、市の総合計画では同指標について、2024年度で「90000人」となっています。上位計画である総合計画との整合性を図ろうとすると2024年度以降の7年間は利用者数が、ほぼ横ばいということになります。また、その下の「コミュニティバス路線数」を基準値「5本」から、目標値「10本」にするとしていますが、路線数を増やすことが、公共交通を充実することに必ずしもつながるものではないと考えます。よってここについては、その上の「バスなどの交通機関の便利さに関する市民の満足度」の指標を設けることで十分と考えます。</p>	無	<p>「コミュニティバス利用者数」について 今後の高齢者社会や地域の地理的特性を考えると、コミュニティバスの担う役割が今後はさらに大きくなると考えますので、同指標は引き続き目標として監視していきます。 また、上位の総合計画作成以降のコロナ流行により、上位計画のような利用者数の増加が見込めないため、令和元年度の利用実績をもとに再積算を行い、目標値を94,746人に訂正しました。</p> <p>「コミュニティバス路線数」について 今後の高齢者社会や地域の地理的特性を考えると、地域事情に対応した新しい交通システムの導入も検討する必要がありますが、コミュニティバスの担う役割が今後はさらに大きくなると考えますので、同指標は引き続き目標として監視していきます。なお、2020年3月基準値に誤りがありましたので、6本に訂正いたしました。また、既存路線についても分析し改善を行う必要性や、低公害車両の導入などの検討課題もあるため、2031年度目標値はの基準値を維持する方向で6本に訂正いたしました。。</p>
13	<p>その他</p> <p>【意見】 パブリックコメントの意見記入様式に性別を「男・女」と問う欄がありますが、ジェンダー平等の観点から、この欄については削除することが望ましいと考えます。</p>	無	<p>提示した意見記入様式は参考として、必要事項が記載されていれば様式は問わないこととしていました。 公文書等への性別の記載については、一部業務においてはご意見にあるジェンダフリーの観点から記載しない対応を取っていることから、全庁的な対応方針について今後検討していきます。</p>
—	<p>141～142ページ</p> <p>2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす目標にとどまらず、「IPCC『1.5℃特別報告書』の概要を掲載し、それを具体化した2030年度までに排出量を45%までに削減する目標を明確にしたことは評価できます。</p>	—	—

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
—	<p>急速に進む地球温暖化に危機感を持っています。</p> <p>第2次南アルプス市環境基本計画(案)「以後計画(案)と記載」は、環境全般に関わる内容ですが、計画の期間が2021年から2030年であることを踏まえ、ページ139からの「4、地球環境の保全に取り組むまち」に限ってコメントします。</p>	—	—
1	<p>139ページ</p> <p>計画(案)は、CO2の排出削減目標を「パリ協定」で日本政府が示した削減目標ではなく、IPCCの「1.5℃特別報告書」に示された2030年までに2010年の排出水準から「45%削減」することを目標にしています。これは歓迎です。さらに地球の温度はすでに1.2℃上昇していること、また「1.5℃上昇と2℃上昇の影響比較」なども記載して下さい。</p>	無	<p>今回の計画書は市の基本計画です。従いまして、地球の温度はすでに1.2℃上昇していることや、1.5℃上昇と2℃上昇の影響比較についてはIPCCの報告書に記載されていますので、ここでは記述しません。</p>
2	<p>しかし計画(案)は、2030年までの削減量233,532t-CO2をどの分野で、どのくらい削減目標にするのか、具体的な数値目標の提示がありません。基本計画であることや市段階での限界はあると思いますが、具体的中身の明記を強く求めます。</p> <p>1) 日本でCO2を最も多く排出しているのは、エネルギー部門で全体の4割を占め、中でも石炭火力発電が最も多く排出しています。火力発電を廃止するために再生可能エネルギーを抜本的に増やすことが重要です。計画(案)では「分散型エネルギーシステム」や「エネルギーの地産地消の推進」が記載されていますが、官民含めて水力、太陽光、バイオマスなどそれぞれの増やすべき発電数や発電量などを明記すること。</p> <p>2) 民間事業者や個人が再生可能エネルギーを導入しやすいように、導入に当たった補助制度の拡充や相談窓口の設置を明記すること。</p> <p>3) 市の公共施設への新エネルギーの導入では、2030年までに全ての施設に導入する具体的な計画(導入する施設、年度、発電量など)を明記すること。また、公共施設の照明及び街灯のLEDへの切り替え計画を明記すること。</p> <p>政府は自治体などの取組みを定めた「地域脱炭素ロードマップ(行程表)」の素案を示しました。これらも取り込めるのではないのでしょうか。</p>	無	<p>1) について 水力、太陽光、バイオマスなどそれぞれの増やすべき発電数や発電量については市の段階では不可能であり記載できません。</p> <p>2) について 太陽エネルギー利用システム導入については市のHPに記載してあります。また、令和元年度の補助実績として太陽光発電が58件、太陽熱利用は10件の補助金を交付しました。</p> <p>3) について 環境基本計画の進捗状況や環境指標については、毎年度、環境審議会に報告し、意見を頂いたうえで市のHPに掲載しております。</p>
3	<p>計画(案)には「地球温暖化対策実行計画の推進」を明記していますが、2020年3月に作られた「第3次南アルプス市地球温暖化対策実行計画」は、温室効果ガスの削減目標がIPCCの「1.5℃特別報告書」に示された2030年までに「45%削減」する目標になっていません。「第3次南アルプス市地球温暖化対策実行計画」を推進するを削除すること。またこの計画の見直しが必要です。</p>	無	<p>「第3次南アルプス市地球温暖化実行計画」は「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条」に基づいて作成されたものであります。この内容は「市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定することとなっています。このため、今回の基本計画とは内容的に異なっていると考えます。</p>
4	<p>ページ148の「各主体の役割」はあまりにも抽象的です。省エネルギーや節電の目標を市民、事業者、行政それぞれ提示すること。その目標達成のためのそれぞれの行動指針を具体的に・継続的に広報すること、毎年度の達成状況について公表することなどを明記する。</p>	無	<p>各環境指標に対し毎年度の進捗状況をHPで明らかにしています。</p>
5	<p>ページ149の「公共施設におけるCO2排出量」で、2011年3月の排出量の45%削減にしていますが低すぎます。目標を引き上げてください。民間での削減がなかなか厳しいと予想されるもと、公共での削減が全体の削減目標を達成できるカギです。</p>	無	<p>IPCC「1.5℃特別報告書」の削減目標が45%削減であることから、これを採用しました。</p>

受付No.	お寄せいただいた意見等	反映	市の考え方
6	<p>政府は2030年代半ばに新車販売を電動車に限定することを表明しました。化石燃料車を廃止することは、エネルギー部門に次ぐCO2排出削減のカギです。電気自動車の普及が急がれます。公用車の低公害車導入率2020年3月59%から、2031年3月68%の目標は低すぎます。100%を目指す目標にすること。そのための買い替えの年次計画を示すこと。また事業者や市民が電気自動車に切り替えやすいようにするため補助制度などの検討を明記すること。</p>	無	<p>2031年3月の低公害車導入率は、現在、市が保有している公用車の耐久年数から試算したものです。従いましてこのような目標値となりました。 買い替えの年次計画や補助制度につきましては「基本計画」であり「実施計画」ではないことから記載しません。</p>
7	<p>市がおこなった市民アンケートでは、76%の市民が環境学習や環境保全活動に機会があれば参加したいと回答していると記されています。この市民の意識に依拠して、「この10年が正念場」と言われている地球温暖化問題の学習会や啓発活動を、市環境課は積極的に行うべきと考えます。市が行う学習会や啓発活動の具体的計画も明記すべきです。</p>	無	<p>順次学習会や啓発活動の計画は策定していくこととします。</p>